

# 奈良市公報

号外第 24号

平成 16年 12月 22日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

規 則	
奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	1
市立奈良病院管理規則	2
奈良市病院事業会計規則	2
告 示	
開発行為に関する工事の完了	8
放置自転車等の保管	8
第 17回奈良市建築文化賞の被表彰建築物等	8
放置自転車等の保管	9
生活保護法の規定による施術者の指定	9
新設の事業計画のある道路の指定	9
放置自転車等の保管	10
開発行為に関する工事の完了	10
ツベルクリン反応検査等の実施	10
放置自転車等の保管(2件)	10
都市計画地区計画の決定	11
都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	11
都市計画生産緑地地区の変更	11
放置自転車等の保管	11
道路の位置指定	11
放置自転車等の保管	12
結核指定医療機関の指定	12
奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	12
開発行為に関する工事の完了	13
生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	13
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	13
生活保護法の規定による医療機関の指定	3
訓 令 甲	
奈良市事務専決規程及び奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令	13
公 営 企 業	
開発行為等に伴う開発負担金徴収規程を廃止する規程	14
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	14
教 育 委 員 会	
臨時教育委員会の開催	14
選 挙 管 理 委 員 会	

選挙人名簿からの抹消	14
在外選挙人名簿からの抹消	14
選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	15
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	15
奈良市長選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	15
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	21

## 規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 75号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成 14年奈良市規則第 43号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「病院開設準備室」を「病院事業室」に改める。  
第 23条の 2 の見出しを【病院事業室の事務】に改め、同条中「病院開設準備室」を「病院事業室」に改め、同条第 1号を次のように改める。

(1) 病院事業の企画及び経営に関すること。

第 23条の 2 中第 2号を第 7号とし、第 1号の次に次の 5号を加える。

(2) 病院事業会計に関すること。

(3) 一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。

(4) 病院事業の資産管理に関すること。

(5) 病院施設及び設備の整備に関すること。

1 (6) 市立奈良病院運営市民会議に関すること。

第 69条の表中

「総合医療検査センター	」を
「総合医療検査センター	」に
市立奈良病院	病院事業室

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16年 12月 1日から施行する。ただし、次項及び附則第 3項の規定は、平成 17年 4月 1日

から施行する。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

2 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和 39年奈良市規則第 18号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「人権文化推進室」の次に「及び病院事業室」を加える。

(奈良市会計規則の一部改正)

3 奈良市会計規則(昭和 40年奈良市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「人権文化推進室」の次に「及び病院事業室」を加える。

(平成 16年 11月 30日揭示済)

市立奈良病院管理規則をここに公布する。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 76号

市立奈良病院管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市立奈良病院の管理について必要な事項を定めるものとする。

(外来患者の休診日、診療受付時間等)

第 2 条 外来患者(救急患者を除く。以下同じ。)の休診日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、指定管理者と協議の上、休診日を変更し、又は臨時に休診し、若しくは診療することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号)に規定する休日

(3) 12月 29日から翌年 1月 3日まで

(4) 指定管理者が定める診療科にあっては、土曜日

2 外来患者の診療の受付時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 月曜日から金曜日まで

ア 午前 8 時 30分から午前 11時 30分まで

イ アに掲げる時間のほか、指定管理者が定める診療科にあっては、午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 土曜日 午前 8 時 30分から午前 11時 30分まで

3 外来患者の診療の開始時刻は、午前については 9 時、午後については 1 時とする。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16年 12月 1 日から施行する。

(平成 16年 11月 30日揭示済)

奈良市病院事業会計規則をここに公布する。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 77号

奈良市病院事業会計規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 5 条)

第 2 章 会計伝票及び帳簿並びに勘定科目

第 1 節 会計伝票(第 6 条 - 第 9 条)

第 2 節 帳簿(第 10 条 - 第 14 条)

第 3 節 勘定科目(第 15 条)

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入(第 16 条 - 第 25 条)

第 2 節 支出(第 26 条 - 第 33 条)

第 4 章 預り金及び預り有価証券(第 34 条 - 第 38 条)

第 5 章 固定資産

第 1 節 通則(第 39 条)

第 2 節 取得(第 40 条 - 第 48 条)

第 3 節 管理及び処分(第 49 条 - 第 51 条)

第 4 節 減価償却(第 52 条・第 53 条)

第 6 章 予算(第 54 条 - 第 58 条)

第 7 章 決算(第 59 条 - 第 62 条)

第 8 章 雑則(第 63 条 - 第 66 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市病院事業(以下「病院事業」という。)の会計事務の処理に関し、法その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法 地方公営企業法(昭和 27年法律第 29 号)をいう。

(2) 政令 地方公営企業法施行令(昭和 27年政令第 403 号)をいう。

(3) 施行規則 地方公営企業法施行規則(昭和 27年総理府令第 73 号)をいう。

(4) 企業出納員 法第 28 条第 1 項の規定により病院事業に置かれる企業出納員をいう。

(5) 出納取扱金融機関 政令第 22 条の 2 第 2 項に規定する出納取扱金融機関をいう。

(6) 収納取扱金融機関 政令第 22 条の 2 第 2 項に規定する収納取扱金融機関をいう。

(7) 公金徴収事務受託者 法第 33 条の 2 の規定により病院事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者をいう。

(企業出納員)

第 3 条 病院事業に企業出納員を置く。

2 企業出納員は、市民生活部病院事業室長(以下「主管課長」という。)をもって充てる。ただし、主管課長に事故があるとき、又は主管課長が欠けたときは、その直近下位の職員を企業出納員とする。

3 地方自治法(昭和 22年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により市長が企業出納員に委任する事務は、病院事業の業務に係る出納その他の会計事務のうち、奈良市

病院事業の設置等に関する条例（平成 15年奈良市条例第 47号）第 9 条の規定に基づき収入役が行う事務以外の事務とする。

（善管注意義務）

第 4 条 収入役は、善良な管理者の注意をもって、公金を取り扱わなければならない。

2 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、物品の出納保管等の資産管理を行わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第 5 条 市長は、法第 27条ただし書の規定により病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に行わせるものとする。

## 第 2 章 会計伝票及び帳簿並びに勘定科目

### 第 1 節 会計伝票

（会計伝票の発行）

第 6 条 病院事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

（会計伝票の種類）

第 7 条 会計伝票の種類は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支出伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前 2 項に規定する取引以外の取引について発行する。

（会計伝票の整理及び日計表の作成）

第 8 条 主管課長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

（会計伝票等の編集等）

第 9 条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、主管課長がそれぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

### 第 2 節 帳簿

（帳簿の種類等）

第 10 条 病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

(1) 収入予算執行整理簿

(2) 支出予算執行整理簿

(3) 総勘定元帳

(4) 内訳簿

(5) 現金預金出納簿

(6) 固定資産台帳

(7) 企業債台帳

2 帳簿のうち、総勘定元帳、内訳簿及び現金預金出納簿を除くその他の帳簿は、経理上やむを得ないと認められた場合においては、一部を省略し、必要がある場合は別に補助簿を定めることができる。

3 帳簿は、主管課長が整理し、保管しなければならない。  
（帳簿の記載）

第 11 条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類によ

り、正確かつ明りように記載しなければならない。ただし、電子計算機により記録整理するものにあつては、電子計算機への入力の方法をもって、当該帳簿への記載に代えることができる。

（総勘定元帳及び内訳簿の記載）

第 12 条 総勘定元帳は、第 15 条第 2 項に定める勘定科目の目（項又は目までの科目については、項）について口座を設け、第 8 条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第 15 条第 2 項に定める勘定科目の節（項又は目までの科目については、それぞれの項又は目）について口座を設け、会計伝票により 1 件ごとに記帳するものとする。

（科目の更正）

第 13 条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

（帳簿の照合）

第 14 条 相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

### 第 3 節 勘定科目

（勘定科目）

第 15 条 病院事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、施行規則別表第 1 号に準じて別に定める。

## 第 3 章 収入及び支出

### 第 1 節 収入

（収入の調定）

第 16 条 主管課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合は、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

（納入通知書の送付）

第 17 条 主管課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい収入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

（納入通知書の再発行）

第 18 条 主管課長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の届出又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関から納付された証券が支払拒絶された旨の通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「年月日 再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

（領収書の交付）

第 19 条 収入役及び公金徴収事務受託者は、収入の納付

を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付し  
なければならない。

- 2 前項の規定は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機  
関が収入の納付を受けた場合について準用する。  
(収納金の取扱い)

第 20条 収入役及び公金徴収事務受託者は、病院事業の  
収入を収納した場合は、その日のうちに出納取扱金融機  
関又は収納取扱金融機関に預け入れなければならない。  
ただし、やむを得ない事情がある場合には、これらの金  
融機関の翌営業日に預け入れることができる。

- 2 収納取扱金融機関は、受け入れた収入にその金額、納  
付者の氏名等を記載した領収済通知書を添えて、速やか  
に出納取扱金融機関の病院事業の預金口座に振り替えな  
なければならない。

- 3 収納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融  
機関から振り替えられた病院事業の収入及び自ら収納し  
た収入について記載した領収済通知書を、当該振り替え  
られた日のうちに収入役に送付しなければならない。

- 4 収入役は、出納取扱金融機関から領収済通知書の送付  
を受けたときは、主管課長に送付しなければならない。  
(収入伝票の発行等)

第 21条 主管課長は、収入の収納を証する書類に基づい  
て収入伝票を発行し、現金預金出納簿に記帳するととも  
に、当該収入伝票に収入の収納を証する書類を添付して  
市長の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第 22条 主管課長は、収納金のうち過納又は誤納となっ  
たものがある場合は、当該過誤納金について、振替伝票  
を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付す  
べき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添  
付して市長の決裁を受け、その旨を納入者に通知しな  
なければならない。

- 2 第 26条、第 27条及び第 31条の規定は、前項の過誤納  
金の還付について準用する。

(小切手の支払地の区域)

第 23条 病院事業の収入の納入義務者が収入の納付に用  
いることができる小切手の支払地の区域は、出納取扱金  
融機関及び収納取扱金融機関の所在する市区町村の区域  
とする。

(証券の支払拒絶等)

第 24条 収入役、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関  
及び公金徴収事務受託者は、納入義務者が収入の納付に  
用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その  
受領を拒絶しなければならない。

- 2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券  
を呈示期間又は有効期間内に呈示して支払の請求をした  
場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその  
支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すと  
ともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券  
の支払いが拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消さ  
れた旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければなら

ない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに  
当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければ  
ならない。

- 3 収納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融  
機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を収入役  
に通知しなければならない。

- 4 第 2 項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義  
務者から納付された証券について準用する。この場合  
において、同項後段中「収納取扱金融機関」とあるのは、  
「収入役」と読み替えるものとする。

- 5 収入役は、前 2 項の規定による通知を受けた場合は、  
直ちにその旨を主管課長に通知しなければならない。

- 6 第 4 項の場合において、出納取扱金融機関は、収入役  
又は公金徴収事務受託者から払込みを受けた証券につ  
いては、当該証券を収入役又は公金徴収事務受託者に返付  
し、当該証券の受領書を徴さなければならない。

- 7 収入役又は公金徴収事務受託者は、前項の規定により  
証券の返付を受けた場合は、直ちに当該証券を納付した  
納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、  
当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付す  
る旨を通知しなければならない。

- 8 主管課長は、納入義務者から納付された証券の支払が  
拒絶された旨の通知を収入役から受けた場合は、直ちに  
振替伝票を発行し、現金預金出納簿に記帳するとともに、  
当該振替伝票に当該証券の支払の拒絶を証する書類を添  
付して、市長の決裁を受けなければならない。

- 9 収入役、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公  
金徴収事務受託者は、第 2 項前段(第 4 項前段において  
準用する場合を含む。)及び第 7 項の通知をした納入義  
務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を  
受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換え  
に当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第 25条 主管課長は、法令又は議会の議決において債権  
を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合におい  
ては、振替伝票を発行し、当該伝票に当該債権に係る収  
入金の調定年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を  
記載した文書を添付して市長に報告しなければならない。

## 第 2 節 支出

(支出の手続)

第 26条 主管課長は、支出の原因となるべき契約その他  
の行為については、支出負担行為伺書によって、市長の  
決裁を受けなければならない。

- 2 主管課長は、支出しようとする場合は、当該支出に  
関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出に  
あっては、支出伝票)を発行し、当該伝票に当該支出に  
関する書類を添付して市長の決裁を受けなければならない。

(支出伝票の発行)

第 27条 主管課長は、支出のうち現金の支払を伴うもの  
については、債権者からの請求書その他支払に関する証

ひょう類に基づいて支出伝票を発行して市長の決裁を受けなければならない。

2 支出伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合は、これを省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、併せて一の支出伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとの支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

4 主管課長は、支出に当たっては、支出伝票及び支出負担行為伺書その他証拠となるべき書類について、勘定科目、所属年度、債権者の正誤、予算の有無、目的の適否等を調査確認しなければならない。

5 収入役は、主管課長から送付される支出伝票に基づいて支出の支払を行わなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第 28条 前条の規定は、資金前渡、概算払及び前金払を行う場合について準用する。

2 資金前渡を受けた者又は概算払を受けた者は、用件終了後に、精算書を作成し、証拠となるべき書類を添付して、主管課長に提出しなければならない。

3 主管課長は、前項の精算書の提出を受けた場合は、収入役の確認を受けるとともに、残額を生じたときは収入の手続を、不足を生じたときは支出の手続を行わなければならない。

(口座振替のできる金融機関)

第 29条 出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者には、口座振替の方法により支出することができる。

(口座振替の手続等)

第 30条 出納取扱金融機関は、収入役から口座振替依頼書の送付を受けたときは、口座振替の手続をするとともに、収入役に口座振替済通知書を送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の口座振替の手続が不能のときは、直ちに収入役にその旨を通知しなければならない。

(領収書等の徴収)

第 31条 収入役は、現金の支出又は口座振替の方法によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは領収を証明する書類を徴さなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(過誤払金の回収)

第 32条 主管課長は、支払のうち過払又は誤払となった

ものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

2 第 17条から第 19条まで及び第 21条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第 33条 主管課長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

#### 第 4 章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第 34条 主管課長は、保証金その他病院事業の収入に属さない現金を収入役が受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 預り保証金

(2) 預り諸税

(3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第 35条 預り金の受入れ及び払出しは、病院事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第 36条 病院事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって、保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第 37条 収入役は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第 38条 収入役は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、還付しなければならない。この場合において、収入役は、受領書を徴さなければならない。

#### 第 5 章 固定資産

##### 第 1 節 通則

(固定資産の範囲)

第 39条 病院事業の会計において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定並びに耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10万円以上の工具、器具及び備品をいう。

(2) 無形固定資産 水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権で有償で取得したものをいう。

(3) 投資 投資有価証券、長期貸付金及び基金をいう。

##### 第 2 節 取得

(取得価額)

第 40条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入によって取得した固定資産については、購入に

<p>要した価額</p> <p>(2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額</p> <p>(3) 無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明なものについては、適正な見積価額</p> <p>(購入)</p> <p>第 41条 主管課長は、固定資産を購入しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類及び数量</p> <p>(2) 購入しようとする事由</p> <p>(3) 予定価格及び単価</p> <p>(4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額</p> <p>(5) 契約の方法</p> <p>(6) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。</p> <p>(交換)</p> <p>第 42条 主管課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金</p> <p>(2) 交換しようとする事由</p> <p>(3) 契約の方法</p> <p>(4) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。</p> <p>(無償譲受け)</p> <p>第 43条 主管課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 譲り受けようとする固定資産の名称、種類及び数量</p> <p>(2) 譲り受けようとする事由</p> <p>(3) 見積価額(無形固定資産を除く。)</p> <p>(4) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第 44条 主管課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称、種類及び数量</p> <p>(2) 工事を必要とする事由</p> <p>(3) 工事の始期及び終期</p>	<p>(4) 予定価格</p> <p>(5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額</p> <p>(6) 工事の方法及び契約の方法</p> <p>(7) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。</p> <p>(検収)</p> <p>第 45条 主管課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく検収しなければならない。ただし、管財課長に購入の手續を依頼した場合は、管財課長が検収しなければならない。</p> <p>(取得の報告)</p> <p>第 46条 主管課長は、固定資産を取得した場合は、振替伝票を発行し、遅滞なく市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、主管課長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手續をとらなければならない。</p> <p>(建設改良工事の精算)</p> <p>第 47条 主管課長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、主管課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>第 48条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。</p> <p>2 主管課長は、前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第 3 節 管理及び処分</p> <p>(事故報告)</p> <p>第 49条 主管課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p> <p>第 50条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類及び数量</p> <p>(2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地</p> <p>(3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由</p> <p>(4) 予定価格</p> <p>(5) 契約の方法</p> <p>(6) その他必要と認められる事項</p> <p>2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売</p>
---	--

却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第 51条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

第 4 節 減価償却

(減価償却の方法)

第 52条 固定資産の減価償却は、定額法によって、取得の翌年度から行う。ただし、車両、器械、備品等で取得の翌年度から減価償却を行うことが適当でないものは、取得日の属する月の翌月(取得日が月の初日であるときは、取得日の属する月)から月数に応じて行うことができる。

(減価償却の特例)

第 53条 主管課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 100分の 5 に相当する金額に達した後において施行規則第 8 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について市長の決裁を受けなければならない。

第 6 章 予算

(予算原案等の提出)

第 54条 主管課長は、予算編成方針に基づいて予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を財務部長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、主管課長が予算の補正を必要と認める場合について準用する。

(予算の執行)

第 55条 主管課長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画を予算の範囲内で款、項、目及び節に区分して作成し、財務部長に提出しなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第 56条 主管課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書を、財政課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、予算外の支出又は予算を超過する支出について予備費の充当を必要とするときは、その科目の名称及び金額、予備費を充当しようとする事由等を記載した文書を、財務部長に提出しなければならない。

(予算超過の支出)

第 57条 主管課長は、法第 24条第 3 項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする事由等を記載した文書を、財務部長に提出しなければならない。

2 主管課長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出すると

きは、前項の規定に準じて財務部長に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第 58条 主管課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)を作成して、4月 30日までに財務部長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払業務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逐次繰越して使用する場合について準用する。

第 7 章 決算

(決算の調製)

第 59条 病院事業の決算の調製に関する事務は、主管課長が行う。

(決算整理)

第 60条 主管課長は、每事業年度経過後速やかに振替伝票により、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 修繕引当金の計上
- (3) 繰延勘定の償却
- (4) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切り)

第 61条 主管課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第 62条 主管課長は、每事業年度 5 月 31日までに次に掲げる書類を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) 収益費用明細書
- (8) 固定資産明細書
- (9) 企業債明細書
- (10) 継続費精算報告書
- (11) 基金運用状況報告書

第 8 章 雑則

(計理状況の報告)

第 63条 主管課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月 20日までに市長に提出しなければならない。

(会計伝票等の様式)

第 64条 この規則により処理する伝票等の様式は、別に定める。

(専決)

第 65条 この規則に定める市長の権限は、別に定めるところにより、専決権限を有する者が処理することができる。

(補則)

第 66条 この規則に定めのない会計事務の処理に関する事項については、奈良市会計規則(昭和 40年奈良市規則第 1号)その他財務に関する規則の規定の例による。

附 則

この規則は、平成 16年 12月 1日から施行する。  
(平成 16年 11月 30日揭示済)

## 告 示

奈良市告示第 580号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 11月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 9月 15日 奈良市指令都整開第 04A- 23号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 11月 16日 第 898号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓五丁目 1796番地の 2、1796番地の 6、1796番地の 7、1812番地の 7、1813番地の 1、1813番地の 2、1813番地の 4、1813番地の 7、1813番地の 8、1813番地の 9、1813番地の 14、1814番地の 1、1814番地の 2の一部、1814番地の 5、1853番地の 4、2377番地の 2、2378番地の 1、2379番地、2380番地、2381番地の 2、2384番地の 3、2488番地及び 2489番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓五丁目 4 番 6 号

猪上 淳巳

(平成 16年 11月 16日揭示済)

奈良市告示第 581号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市建築文化賞部門賞(景観賞))

建築物の名称	帝塚山学園 学園前キャンパス 1号館(学園講堂及び中学高等学校新校舎)	
建築物の所在地	奈良市学園南三丁目	
建築主	学校法人 帝塚山学園	奈良市学園南三丁目 1 番 3 号
施工者	株式会社 大林組	大阪市中央区北浜東 4 番 33号

奈良市建築文化賞部門賞(町並み賞)

建築物の名称	J R 奈良伝宝ビル
建築物の所在地	奈良市三条宮前町

良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 11月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9時から午後 4時 30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表

(平成 16年 11月 16日揭示済)

奈良市告示第 582号

奈良市建築文化賞条例施行規則(平成元年奈良市規則第 14号)第 5条の規定により、第 17回奈良市建築文化賞の被表彰建築物等を次のとおり公示します。

平成 16年 11月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛



建築主	伝宝商事 株式会社	京都府相楽郡木津町州見台一丁目 6 番 8 号
設計者	株式会社 イノベイト	奈良市二条町二丁目 4 番 14号
施工者	株式会社 鍛冶田工務店	御所市 150番地の 3

奈良市建築文化賞奨励賞

建築物の名称	E 邸住宅	
建築物の所在地	奈良市高畑町	
建築主	江口 正	奈良市高畑町 68番地の 5
設計者	吉川デザイン工房	奈良市佐紀町 234番地の 2
施工者	三共土地建物 株式会社	奈良市窪之庄町 138番地の 1

奈良市建築文化賞奨励賞

建築物の名称	アコール・ファン椿井	
建築物の所在地	奈良市椿井町	
建築主	株式会社 ケイ・エム・ケイ	奈良市三条大路二丁目 1 番 66号
設計者	株式会社 昭和設計	大阪市港区弁天一丁目 2 - 1 - 800 オーク 1 番街
施工者	平井建設 株式会社	奈良市三条大路二丁目 1 番 66号

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市告示第 583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市告示第 584号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 11月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
戸田 尚	奈良市敷島町二丁目 46 7- 2	戸田鍼灸院	奈良市富雄元町二丁目 7 -	平成 16年 12月 1日

			25- 307	
荒木淳一	奈良市六条西四丁目 5 - 3 - 202	荒木整骨院	奈良市佐紀町 1 城田ビル 2 F	平成 16年 12月 1日
中村雅彦	奈良市中登美ヶ丘四丁目 1 - 7 - 406	中村整骨院	奈良市三碓四丁目 3 - 12- 101	平成 16年 12月 1日
東 輝男	奈良市鳥見町二丁目 3 - 6	あずま整骨院	奈良市鶴舞東町 2 - 13グイ ブビル 205号	平成 16年 12月 1日
齊藤良一	東大阪市高井田元町 2 - 22- 12- 102	辨天整骨院	奈良市あやめ池南 二丁目 2 - 9	平成 16年 12月 1日

(平成 16年 11月 18日揭示済)

奈良市告示第 585号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定しましたので告示します。

平成 16年 11月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 指定年月日

平成 16年 11月 18日

2 指定した道路の名称又は種類

道路改築事業 国道 308号線改築事業

3 延長及び幅員

延長 23.67m 幅員 40m (片側 20m)

4 指定した道路の区域

別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 11月 18日 揭示済)

奈良市告示第 586号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 18日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 18日 揭示済)

奈良市告示第 587号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 11月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 5月 21日 奈良市指令都整開第 04A- 3 号

平成 16年 9月 14日 奈良市指令都整開第 04A- 3 - 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 11月 19日 第 899号

(2) 公共施設 平成 16年 11月 19日 第 380号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市七条西町一丁目 1055番地の 5、1056番地、1057番地の 1、1058番地の 2、1059番地の 4、1060番地の 1、1060番地の 6 及び 609番地の 121

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区西中島六丁目 2 番 3 号

株式会社 ベース

代表取締役 中井 昌知

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市七条西町一丁目 1055番地の 5 の一部、1056番地の一部、1057番地の 1 の一部、1058番地の 2 の一部、1060番地の 1 の一部、1060番地の 6 及び 609番地の 121

(2) 下水道

奈良市七条西町一丁目 1055番地の 5 の一部、1056番地の一部、1057番地の 1 の一部、1058番地の 2 の一部及び 1060番地の 1 の一部

(3) 公園

奈良市七条西町一丁目 1060番地の 1 の一部

(4) 管路敷地

奈良市七条西町一丁目 1057番地の 1 の一部

(平成 16年 11月 19日 揭示済)

奈良市告示第 588号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 13条第 4 項及び第 15条の規定によりツベルクリン反応検査及び BCG 接種を行うので、次のとおり告示します。

平成 16年 11月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 予防接種を受けられる者の範囲

生後 3 箇月から 4 歳に達するまでの期間の者で、未検査児と前回 1 回だけ受けて陽性のもの

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

(1) 明らかな発熱(37.5 以上)を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去に免疫不全の診断がなされている者

(4) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

(5) まん延性の皮膚病にかかっている者

(6) 副じん皮質ホルモン剤を使用している者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 11月 22日 揭示済)

奈良市告示第 589号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 24日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 24日 揭示済)

奈良市告示第 590号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 25日 揭示済)

奈良市告示第 591号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 19条第 1 項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定しましたので、同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 16年 11月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画

北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1222番 他

(平成 16年 11月 26日 揭示済)

奈良市告示第 592号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により奈良県知事から大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)用

途地域の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 2 項の規定により奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 16年 11月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 16年 11月 26日 揭示済)

奈良市告示第 593号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2 項において準用する同法第 19条第 1 項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 16年 11月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市三条大路二丁目、松陽台二丁目、菅原町、大安寺三丁目、高畑町、八条五丁目、三碓五丁目、南登美ヶ丘及び三松一丁目の各一部

(平成 16年 11月 26日 揭示済)

奈良市告示第 594号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 11月 26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 26日 揭示済)

奈良市告示第 595号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 11月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	大和郡山市本町 49番地
申請者氏名	金本 英子
道路の位置	奈良市南京終町三丁目 39番地の 1 の一部
道路の幅員	4.64メートル～ 4.65メートル
道路の延長	24.58メートル
指定年月日	平成 16年 11月 29日
指 定 番 号	第 16008号

(平成 16年 11月 29日揭示済)

奈良市告示第 596号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 11月 29日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 11月 29日揭示済)

奈良市告示第 597号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局学園前店	奈良市中山町西一丁目 716- 3 ならコープ 2 階	平成 16年 10 月 25日
アイン薬局奈良東九条店	奈良市東九条町 754- 4	平成 16年 11 月 1日

(平成 16年 11月 29日揭示済)

奈良市告示第 598号

奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市開発指導要綱及び奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

(奈良市開発指導要綱の一部改正)

第 1 条 奈良市開発指導要綱(昭和 62年奈良市告示第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 13条(見出しを含む。)中「及び上下水道」を削る。

第 17条第 1 項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(奈良市開発指導要領の一部改正)

第 2 条 奈良市開発指導要領(昭和 62年奈良市告示第 230 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「公社、公団等」を「公社等」に改める。

第 21条を次のように改める。

(下水道の費用負担)

第 2 条 開発者は、要綱第 13条の規定に基づき、下水道の整備に要する費用について、次の各号に定める金額の負担に協力しなければならない。

- (1) 公共下水道認可区域(下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 4 条第 1 項の規定により奈良県知事の認可を受けた事業計画に基づく処理区域をいう。以下同じ。)内において開発事業を行う場合は、有効宅地面積(開発区域の面積から当該開発区域内の公共用地の面積を減じたものをいう。)に、開発区域の含まれる奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 45年奈良市条例第 16号)別表の左欄に掲げる負担区の区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 1 平方メートル当たりの負担金額に相当する金額を乗じて得た金額とする。ただし、市に帰属する開発区域内の下水道及び開発区域から既設の公共下水道幹線までの下水道の整備を行った場合は、その整備に要した費用を減額する。

- (2) 公共下水道認可区域外において、又はその区域の内外にまたがって開発事業を行う場合は、別途市長と協議の上定める金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17年 2月 1日から施行する。ただし、第 1 条中奈良市開発指導要綱第 17条の改正規定及び第 2 条中奈良市開発指導要領第 2 条の改正規定は、平成 16年 11月 30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、奈良市開発指導要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき上水道の検査を受け、合格した開発事業については、なお従前の例による。

(平成 16年 11月 30日揭示済)

奈良市告示第 599号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 11月 2日 奈良市指令都整開第 04A- 3 4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 11月 30日 第 900号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町 1352番地の 4、1356番地の 1、1357番地の 1、1357番地の 4 及び 1362番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市半田開町 74- 6

前川 定由

(平成 16年 11月 30日 掲示済)

奈良市告示第 600号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
長崎医院	奈良市学園北一丁目 3 - 17	上森医院	長崎医院	平成 16年 5月 18日

(平成 16年 11月 30日 掲示済)

奈良市告示第 601号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おしくま耳鼻咽喉科	奈良市押熊町 1142	平成 16年 9月 30日
竹田薬局	奈良市奥子守町 4	平成 14年 12月 10日
山口歯科医院	奈良市大宮町六丁目 9 - 1 新大宮ビル 2 F	平成 16年 9月 24日

(平成 16年 11月 30日 掲示済)

奈良市告示第 602号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おしくま耳鼻咽喉科	奈良市押熊町 1142	平成 16年 10月 1日
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15-5	平成 16年 12月 1日
新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目 9	平成 16年 11月 1日

	- 1 新大宮ビル 2 F	月 1日
はるかぜ薬局	奈良市西紀寺町 38	平成 16年 11月 1日
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50- 1	平成 16年 12月 1日

(平成 16年 11月 30日 掲示済)

## 訓 令 甲

奈良市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 11月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市事務専決規程及び奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市事務専決規程（平成 14年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項市民生活部長の部分に次の 1 号を加える。

(10) 1 件 800万円未満の固定資産の除却の決定

第 6 条第 1 項本文中「病院開設準備室長」を「病院事業室長」に改め、同項衛生課長の部分の次に次のように加える。

病院事業室長

(1) 会計伝票の発行

(2) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定

(3) 1 件 300万円未満の固定資産の除却の決定

(4) 固定資産台帳の調製

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第 2 条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成 2 年奈良市訓令甲第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 調査研究部会の項中「病院開設準備室長」を「病院事業室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 16年 12月 1日から施行する。

(平成 16年 11月 30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 16号

開発行為等に伴う開発負担金徴収規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 16年 11月 30日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

開発行為等に伴う開発負担金徴収規程を廃止する規程

開発行為等に伴う開発負担金徴収規程(昭和 54年奈良市水道局管理規程第 4 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17年 2月 1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の前日に、奈良市開発指導要綱(昭和 62年奈良市告示第 229号)第 15条第 1 項の規定に基づき検査を受け、上水道の検査に合格した開発事業については、この規程による廃止前の開発行為等に伴う開発負担金徴収規程の規定は、なおその効力を有する。

(平成 16年 11月 30日揭示済)

奈良市水道局告示第 47号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号)第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 11月 30日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
総合土木建設竹田興業	竹田 福三	奈良市八条一丁目 78番地の 5	平成 16年 11月 9日
WPナガイ	長井 由佳	大阪府大阪市平野区瓜破東八丁目 8 番 9 号	平成 16年 11月 18日

(平成 16年 11月 30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 16号

平成 16年 12月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 11月 26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時  
平成 16年 12月 3日(金)  
午前 10時から
- 2 場所  
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 平成 17年 4 月県費教職員人事異動方針について  
議事  
議案第 34号 平成 17年 4 月市費教員人事異動方針について  
議案第 35号 奈良市公民館条例の一部を改正する条例について  
傍聴受付は、午前 9 時から 9 時 50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。  
(平成 16年 11月 26日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 91号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 16年 10月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日  
平成 16年 11月 17日
- 2 抹消した者の氏名等  
別冊のとおり  
別冊省略

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 92号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2 号の規定により、平成 16年 11月 16日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成 16年 11月 17日
  - 2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり
- 別紙省略

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 93号

平成 16年 12月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 16年 12月 3日から平成 16年 12月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 16年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市役所 北棟 3 階  
選挙管理委員会事務局内

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 94号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 16年 12月 3日から平成 16年 12月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 16年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市役所 北棟 3 階  
選挙管理委員会事務局内

(平成 16年 11月 17日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 95号

平成 16年 9月 5日執行の奈良市長選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 192条第 1項の規定により、次のとおり公表します。

平成 16年 11月 17日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 16年 9月 5日執行 奈良市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 18,600,000円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

候補者氏名	大川 靖則	所属党派	無所属	期間	6月29日から	第1回分
出納責任者氏名	上田 裕巳				9月14日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
大川やすのり後援会		2,000,000	人件費	778,000
やさしさとふれあいの まちづくりを進める会		2,000,000	家屋費	7,572,373
			選挙事務所費	7,557,133
			集合会場費	15,240
			通信費	37,263
			交通費	1,309
			印刷費	1,067,610
			広告費	194,712
			文具費	77,015
			食糧費	113,400
			休泊費	0
その他の寄附	0件	0	雑費	1,866,716
その他の収入		8,000,000		
今回計		12,000,000	今回計	11,708,398
前回計		0	前回計	0
総計		12,000,000	総計	11,708,398

報告書受理年月日	平成 16年 9月 16日 第1回報告分
----------	----------------------



候補者氏名	大川 靖則	所属党派	無所属	期 間	9月15日から	第2回分
出納責任者氏名	上田 裕巳				10月12日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
やさしさとふれあいの まちづくりを進める会		5,000,000	人件費	0
			家屋費	3,264,660
			選挙事務所費	3,264,660
			集合会場費	0
			通信費	538,584
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	45,312
			食糧費	234,360
			休泊費	0
その他の寄附	0件	0	雑費	935,435
その他の収入		0		
今 回 計		5,000,000	今 回 計	5,018,351
前 回 計		12,000,000	前 回 計	11,708,398
総 計		17,000,000	総 計	16,726,749

報告書受理年月日	平成16年10月13日 第2回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	鍵田 忠兵衛	所属党派	無所属	期間	6月1日から	第1回分
出納責任者氏名	橋本 弘二				9月8日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
鍵田 忠左衛門	会社役員	1,000,000	人件費	1,015,000
菊岡 正博	会社役員	500,000	家屋費	2,690,422
石田 忠彦	会社役員	500,000	選挙事務所費	2,690,422
小西 幹男	会社役員	100,000	集合会場費	0
東 和欽	会社役員	100,000	通信費	130,545
鍵田忠兵衛後援会	政治団体	1,800,000	交通費	0
			印刷費	728,814
			広告費	1,555,258
			文具費	47,267
			食糧費	375,790
			休泊費	0
その他の寄附	0件	0	雑費	522,795
その他の収入		4,000,000		
今回計		8,000,000	今回計	7,065,891
前回計		0	前回計	0
総計		8,000,000	総計	7,065,891

報告書受理年月日	平成 16年 9月 17日 第 1 回報告分
----------	------------------------

候補者氏名	鍵田 忠兵衛	所属党派	無所属	期間	9月1日から	第2回分
出納責任者氏名	橋本 弘二				9月2日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	586,133
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	289,807
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	875,940
前回計		8,000,000	前回計	7,065,891
総計		8,000,000	総計	7,941,831

報告書受理年月日	平成16年9月30日 第2回報告分
----------	-------------------

候補者氏名	日和佐 穰甫	所属党派	無所属	期間	8月1日から	第1回分
出納責任者氏名	霜鳥 純一				9月14日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
明るい革新奈良市政をつくる会		800,000	人件費	167,200
			家屋費	381,500
			選挙事務所費	381,500
			集合会場費	0
			通信費	1,500
			交通費	0
			印刷費	519,960
			広告費	117,600
			文具費	36,908
			食糧費	8,000
			休泊費	0
その他の寄附	0件	0	雑費	0
その他の収入		0		
今回計		800,000	今回計	1,232,668
前回計		0	前回計	0
総計		800,000	総計	1,232,668

報告書受理年月日	平成 16年 9月 17日 第 1 回報告分
----------	------------------------

(平成 16年 11月 17日揭示済)

## 農業委員会

奈良市農業委員会告示第 24号

奈良市農業委員会平成 16年 12月農地部会の会議を下記  
のとおり招集します。

平成 16年 11月 30日

奈良市農業委員会  
農地部会長 山田正春  
記

- 1 日時  
平成 16年 12月 7日(火) 午前 9 時
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号  
奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号) 第 3 条、第 4 条、  
第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認  
について
  - (3) 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1 項の規定によ  
る農用地利用集積計画について
  - (4) 水田・畑地造成形質変更届出について(11月専決  
処理分)
  - (5) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得の  
あわせん結果について
  - (6) 知事許可について(11月許可分)
  - (7) 非農地証明について(11月分)  
(平成 16年 11月 30日揭示済)